

○千代田区医療的ケア児等支援協議会設置要綱

令和5年1月4日4千子児家発第450号

令和5年4月1日5千子児家発第729号

千代田区医療的ケア児等支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）を踏まえ、施策の推進及び連携の強化等について検討するため、千代田区医療的ケア児等支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。

(協議事項)

第3条 検討会は次に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 医療的ケア児及びその家族（以下「医療的ケア児等」という。）の支援に係る施策の推進に関すること
- (2) 医療的ケア児等の支援に係る相談体制に関すること
- (3) 医療的ケア児等の支援に係る関係機関等の連携や情報の共有に関すること
- (4) その他医療的ケア児等の支援に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者の中から千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱し、又は任命する委員10名程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療的ケア児の保護者
- (3) 障害福祉機関の代表者等
- (4) 医療機関の代表者等
- (5) 教育機関の代表者等
- (6) 区職員
- (7) その他教育長が認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は事務局が推薦する。
3 副会長は、会長が選任する。
4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 会議は、非公開とする。会議の議事概要及び資料は公開する。
4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
(事務局)

第8条 協議会の庶務は、子ども部児童・家庭支援センターにおいて処理する。
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。